

吸収分割契約に関する事後開示書面

(吸収分割)

令和 3 年 4 月 1 日

株式会社チェンジ
株式会社デジタルグロースアカデミア

令和 3年 4月 1 日

各位

株式会社チェンジ
東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
代表取締役 福留 大士

株式会社デジタルグロースアカデミア
東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
代表取締役 高橋 範光

株式会社チェンジ及び

株式会社デジタルグロースアカデミアによる会社分割に係る事後開示

(会社法第 801 条、 791 条及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示書面)

株式会社チェンジ（以下「分割会社」という）及び株式会社デジタルグロースアカデミア（以下「承継会社」という）は、両社の会社分割（以下「本件分割」という）に係る吸収分割契約を令和 3 年 2 月 25 日に締結いたしました。よってここに本件分割に係る事後開示をいたします。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。

記

第 1 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本件分割は、令和3年4月1日に効力を生じました。

第 2 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- ① 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本件分割は、分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。
- ② 反対株主の買取請求手続について
本件分割は会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、分割会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定による株主への通知を行っていません。
- ③ 新株予約権者の新株予約権買取請求手続について
分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
- ④ 債権者保護手続について

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき令和 3 年 2 月 26 日付の官報及び電子公告において債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項の異議を述べた債権者はありませんでした。

第 3 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

- ① 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本件分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。
- ② 反対株主の買取請求手続について
承継会社は、会社法第 797 条第 4 項に基づき、株主への通知に代えて令和 3 年 2 月 26 日付の官報において公告を行いました。本件分割に反対する旨を通知した株主はおりませんでした。
- ③ 債権者保護手続について
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき令和 3 年 2 月 26 日付の官報において債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項の異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社は令和 3 年 2 月 16 日に設立されたため、会社設立直後であることから、個別に催告すべき知れたる債権者はありませんでした。

第 4 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である令和 3 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、分割会社の営む事業のうち、NEW-IT ユニット Digital Human Resource 部門で営むデジタル人材育成事業にかかるその資産、負債その他の権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産の額は約 1,914,970 円（概算値）、負債の額は 0 円です。

第 5 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法規則第 189 条第 5 号）

令和 3 年 4 月 14 日（予定）

第 6 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上